

1. 権利移転手続き

入札終了後、横須賀市上下水道局から落札された方へ落札決定のメールをお送りしますので、メールを確認後、できるだけ早く横須賀市上下水道局へ連絡し、権利移転手続きについて説明を受けてください。

必要な費用

■ 契約締結期限までに

契約保証金

- ・ 契約保証金は落札価格の10%以上の納付が必要です。
- ・ すでに納付済みの入札保証金を契約保証金の一部とします。入札保証金との差額を納付してください。納付の方法は、横須賀市上下水道局が発行する納入通知書兼領収書により指定金融機関等で納付してください。

収入印紙

売買契約書に貼付する収入印紙です。印紙税法に基づき、契約金額に応じた額面の収入印紙が必要となります。額面については、落札決定後横須賀市上下水道局からお知らせします。

■ 代金納付期限までに

売買代金の残金

落札金額から契約保証金の額を除いた金額を、納付期限までに一括で納めてください。納付の方法は、横須賀市上下水道局が発行する納入通知書兼領収書により指定金融機関等で納付してください。

登録免許税

所有権移転登記に必要な国税です。登録免許税相当分の収入印紙が必要となります。額面については、落札決定後横須賀市上下水道局からお知らせします。

上記費用は、それぞれ必要な期限までに一括で納付してください。

必要な書類

横須賀市上下水道局ホームページ

<https://www.water.yokosuka.kanagawa.jp/sell/index.html>

権利移転の時期と要する期間

落札者が売払代金を完納した時点で所有権は落札者に移転します。

横須賀市上下水道局が売払代金の納付を確認し、登録免許税相当分の収入印紙を受領後、速やかに登記手続きを行います。所有権移転登記手続きには2週間程度の期間を要します。なお、金融機関からの借入金担保のために、所有権移転登記時に連件で抵当権設定の同時申請をされる場合は、事前にご相談ください。

2. 重要事項

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却にかかる危険負担は移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、消失など横須賀市上下水道局の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

売買物件は、所有権移転と同時に現状有姿（ありのままの姿）で引渡します。（現地での引渡しは行いません。）したがって、横須賀市上下水道局は工作物の補修、改築、撤去、立木の伐採、草刈りなどには応じません。また、越境物の処理について、横須賀市上下水道局は関与しません。土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民などとの調整などが生じた場合についても横須賀市上下水道局は関与しません。

落札者は物件情報詳細ページなどに記載された契約締結期限までに、横須賀市上下水道局と売却物件の売買契約を締結しない場合、参加申し込み時に納付した入札保証金は没収になります。

- ・ 売買契約締結時に落札金額の10分の1以上の契約保証金の納付が必要ですが、入札保証金を契約保証金の一部に充当するので差額の納付が必要になります。
- ・ 契約保証金は、物件情報詳細ページ等に記載された売払代残金納付期限までに、横須賀市上下水道局が売払代金の納付を確認できない場合、没収になります。

所有権移転の日から5年間、当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、またはこれらの用に供されることを知りながら、当該物件を第三者に譲渡し、若しくは地上権、賃借権その他の使用および収益を目的とする権利の設定をすることはできません。

落札者は、売却物件の所有権移転登記完了前に、売却物件に地上権や賃借権などの使用・収益を目的とする権利を設定したり、当該物件を売買などによる所有権の移転をすることはできません。

3. お問い合わせ先

横須賀市上下水道局経営部用地管理課売却担当

lad-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp 046-822-8384

電話受付時間 平日午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）